

(別紙)

奈良教育大学附属小学校における教育課程等の実施等の事案についての対応状況
(令和7年1月～3月分)

枠囲み部分は、「奈良教育大学附属小学校における教育課程の実施等の事案に係る報告書」
(令和6年1月9日)における「5.(2)今後の健全化に向けての取組」の記載である。

1. <小学校の取組>

(1)【教育課程の実施について】

①【回復措置】

在校生(卒業後も含む)及び卒業生に対する回復措置について、負担に配慮しつつ、在校生や保護者、卒業生からの要望を受け入れながら、本年度の3学期から適正に実施する。

(令和6年1月から実施(毛筆の扱いは同年2学期12月から実施))

- ・ R6年度3学期分の結果は、R7. 4.22までに学校から学長宛に提出することとした。その内容は、「附属小学校改善・点検特別WG」により5.31までに確認を行うこととしている。結果は確認が終了しだい報告することとする。
- ・ 卒業生に対する回復措置については、計画通り昨年度夏季休業中に実施された。

②【教科書使用・観点別評価】

すべての教科等において、教科書を主たる教材として使用する。また、内容のまとまりごとの観点別評価について、本年度3学期から実施を徹底する。

(令和6年1月から実施(一部教科等では既に実施))

- ・ R6年度3学期における教科書使用と観点別評価の実施結果は、R7. R7. 4.22までに学校から学長に提出することとした。その内容は、「附属小学校改善・点検特別WG」により5.31までに確認を行うこととしている。結果は確認が終了しだい報告することとする。

③【年間指導計画】

教育課程の編成にあたって、従来の計画に加え、各教科等の年間指導計画に、学習指導要領に則った内容や観点別評価の観点を含む單元ごとの計画を含めて学長に提出する。

(令和6年度に向けて2月20日までに附属小学校から学長に提出)

- ・ R7. 1.28、学長と副学長(附属学校園担当・附属学校部長)が道徳の授業を視察した。そこでは全校集会が45分間行われた。そのため、3時間目(45分間)のなかで学級単位の道徳科の授業は実施できなかった。ただし、その後の時間に学級単位の道徳科の授業が行われていることは、校長により確認されている(学長と副学長は視察していない)。学長は校長に対

し、全校集会とその後の学級単位の道徳科の授業が今後も適切に実施されるよう指示した。校長はそれを受け、職員会議で周知した。

- ・ その他、R6年度の教育課程は適切に実施された。
- ・ R7年度の教育課程（单元ごとの年間指導計画を含む）は、2.20までに大学へ提出され、「附属学校園教育課程点検WG」により点検を行った。

（2）【組織改善について】

① 【小学校組織のガバナンス】

校長を中心とするガバナンスが実施できる体制にするとともに、法令や学内規則等で定まっている事項が適切に運用されるよう、附属小学校の全教員にその遵守をさせる。

（令和6年1月）

また、そのための組織改革として、校長専任化以降も、従前の副校長中心の運営が行われて、校長の権限が実質的に制約されていた当校の実態も踏まえ、副校長（校長を助け、命を受けて校務をつかさどる）を廃止し、教頭（校長を助け、校務を整理する）を置く。

（令和6年4月）

加えて、職員会議は校長の補助機関であり、議決機関でないことを明確化するとともに、校務分掌上、企画部会といった組織を設ける場合は、その構成員について、教員の互選による選出を改め、校長の指名による選出とする。

（令和6年1月）

さらに、個人評価において、全教員に法令遵守や本事案の再発防止に係る目標の設定・自己評価をさせた上で、校長がその進捗を確認し、必要に応じて指導を行う。

（令和6年4月）

- ・ 上記はいずれも適切に実施されている。また、校長と教員との間の信頼関係も良好に築かれていることが、学長及び監事による本校視察等において見て取れる。

② 【教員人事】

教員養成大学の附属学校教員として、当校以外の学校における教育課程や学校運営等に関する理解を深めるため、奈良県教育委員会や当機構内における相互の人事交流を実施する。

（令和6年4月）

- ・ R6年度に実施した本校からの出向については、現在奈良地方裁判所において係争中である。
- ・ 学長は、本校から出向した3名の教員のうち2名との面談を実施し、勤務状況や健康等について聞き取りを行った（1.6、1.16）。
- ・ 出向した3名の教員については、本学産業医や学校カウンセラーが健康状態の確認を行い、学長と産業医は、その結果をもとに検討を重ね、R7年度は本校に帰職することが妥当と判断し決定した。

- ・ 奈良女子大学に配置換えした教員については、健康上の問題はなく、R7 年度も継続して同校で勤務することとした。
- ・ 学長は、奈良県からの異動者に対して聞き取りを行い、勤務の現状と他教員との関係が良好に築かれていることを確認した（1.8、3.25）。
- ・ 学長は、R7 年度の出向について校長による校内人事計画を聴き取り、出向はなしと決定した。
- ・ 副学長は、本校から出向した 3 名の教員の出向先の校長を訪問し、勤務面や健康面等について聞き取りを行った（1.20、1.21）。

③ 【開かれた運営体制】

当校に「学校運営協議会（仮称）」を設置し、保護者や地域住民、教育委員会関係者等の参画を得て、地域のニーズを学校運営に反映させる仕組みを構築する。また、教育課程の状況や教育上の成果を地域・社会に常に発信し、学校運営の状況の透明性を高める。

（令和 6 年度 1 学期中）

- ・ R7.3.7 に「附属小学校学校評議員会」を開催し、学校評議員 5 名の参加をいただいた。評議員会では、本校の 1 年間の取組を報告した。また、学校評議員に全校美術展を鑑賞していただいた。学校評議員会の中での発言やアンケートによりいただいた評価を来年度の学校運営に生かしていく。

2. <大学の取組>

① 【責任体制の整備】

令和 6 年度から附属学校の管理運営の責任者として、新たに「副学長（附属学校・渉外担当）」を設置し、附属学校に係る責任の所在を明確にする。

（令和 6 年 4 月）

この副学長は、附属学校の教育課程のチェックに責任を負うとともに、校長の円滑な学校運営を支援する。

- ・ 毎月実施される附属学校部運営委員会は同副学長（附属学校部長）が議長となって運営するとともに、学長も陪席し、日々の進捗が報告・共有されている。
- ・ 同副学長は、引き続き校長との連絡を密に図り、学校運営を支援している。

② 【附属学校の教育課程等に関するチェック体制の構築とその強化・充実】

附属学校部運営委員会に、附属学校の教育課程等に関するチェック機関としての機能を持たせる。具体的には、附属学校部運営委員会のもとに学外委員を加えた「附属小学校改善・点検特別WG」を設置し、改善の進捗をチェックするとともに、当校の回復措置や教育課程

の適切な実施を支援する。なお、各附属学校の教育課程の編成については、同運営委員会に、大学教員による「教育課程点検WG」を設置し、適切な教育課程の編成に関する点検を行う。

(令和6年1月)

また、学長は当校への定期的な視察を行いながら、児童や保護者の声を聞く機会を学期ごとに設ける。それらの内容を当校にフィードバックし、教育課程等の強化・充実を図る。

(令和6年1月から実施)

- ・ 学長は、授業・学校行事の視察（1.28、3.19）を行い、道徳科の授業に関し今後も適切に実施されるよう指示した（前掲）。その他、児童の活動等については良好に進捗していることを確認した。
- ・ 改善の進捗について「児童や保護者の声を聞く」ことについては、全保護者を対象に本年度前半の状況について問うアンケートを実施した（R6.10.18）。その結果について学長・校長・副学長（附属学校・渉外担当）が分析を行い、1月の職員会議において全教員に共有するとともに、2.10に保護者会を開催し公表した。保護者からは、今後も学長と保護者とが懇談する機会をもってほしいとの要望があり、R7年度は5月を目途に初回を実施することとした。

3. <機構・学外との連携>

① 【機構との協働体制】

学長は、理事長の指示のもと、大学総括理事として機構役員会及び経営協議会に進捗状況を報告する。機構監事による監査を年1回行うこととし、学長及び校長へのヒアリングや実地視察を実施する。

(令和6年1月から実施)

また、機構に設置している機構附属学校合同運営委員会において、奈良女子大学を含む両大学の附属学校の将来構想計画に関する議論を進める。

(令和6年度中に附属学校園の将来像に関わる提言をまとめ外部評価を受審)

- ・ 学長（機構総括理事）は、引き続き本案件に関わる進捗状況を機構役員会及び経営協議会に報告した。
- ・ 機構監事による監査を実施し、校長と教頭に対するヒアリング及び授業の視察を行った（1.27）。
- ・ 二大学附属学校園の将来構想計画については、第4期中期計画に即し、「附属学校園の将来像に関わる提言」をまとめ、「奈良国立大学機構附属学校園将来構想外部評価委員会」による評価を受けた（2.27）。その結果を受け「中等教育段階における将来像検討ワーキンググループ」を立ち上げ、4月より検討を開始することとした。小学校段階については、中等段階の検討と並行して進めることとした（ワーキンググループの結成は調整中）。

② 【学外との連携】

奈良県教育委員会や奈良市教育委員会との連携を深め、相互の人事交流の促進、附属学校の教育課程等に関するチェック機能の強化、当校が設置する「学校運営協議会（仮称）」への教育委員会関係者等の参画などを要請する（再掲）。

- ・ R7.3.7に「附属小学校学校評議員会」を開催し、学校評議員5名の参加をいただいた。評議員会では、本校の1年間の取組を報告した。また、学校評議員に全校美術展を鑑賞していただいた。学校評議員会の中での発言やアンケートによりいただいた評価を来年度の学校運営に生かしていく。（再掲）

以上